

議第1521号

白山都市計画区域区分の変更（石川県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

- 1 市街化区域及び市街化調整区域の区分
「計画図表示のとおり」変更する。
- 2 人口フレーム

区 分	年 次	平成17年	平成32年(目標年)
都市計画区域内人口		102,339人	104,600人
市街化区域内人口		39,740人	82,000人
配分する人口		—	80,510人
保留する人口		—	1,490人
（特定保留）		—	—
（一般保留）			1,490人

理 由

松任都市計画区域、美川都市計画区域及び鶴来都市計画区域では、平成16年5月に個別に都市計画区域マスタープランを決定し、これらに即して具体の都市計画決定を行ってきた。

しかし、平成17年2月に松任市、美川町、鶴来町、河内村、吉野谷村、鳥越村、尾口村及び白峰村が合併し、白山市となったことから、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図るため、白山都市計画区域に一元化することとし、今回、今後の社会情勢の変化に合わせ、平成32年を目標年次として白山都市計画区域マスタープランに変更し、目標年次における人口・産業を適正に収容するため、市街化区域及び市街化調整区域の見直しを行うものである。

（参考）

1 都市計画区域の概要

都市計画区域等の面積規模

（単位：ha）

市町村名	行政区域	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域
白山市	75,517	10,469	2,543	7,926

2 変更方針

平成17年2月1日の合併により、複数の都市計画区域及び土地利用制度が混在していた白山市では、松任都市計画区域（松任市）、美川都市計画区域（美川町）、鶴来都市計画区域（鶴来町）を白山都市計画区域に統合し、同一市内での土地利用制度の統一を図るため、今回、美川・鶴来地域の既存の市街地及び松任地域の既存市街化区域の周辺部を市街化区域に編入するものである。

なお、市街化区域の編入に際しては、現市街地の都市的未利用地の整備促進を図るなど、いたずらに市街地を拡大することがないように、既に一定の市街化が進んだ地区を対象とするなど、極力最小限の区域の編入にとどめることとする。

3 変更の内容

人 口

(単位：千人)

前回計画（第4回見直し）				今回計画（第5回見直し）			
	行政区域	都市計画区域	市街化区域		行政区域	都市計画区域	市街化区域
平成12年	65.4	65.4	38.0	平成17年	109.5	102.3	79.5(39.7)
平成22年	71.5	71.5	43.4	平成32年	111.4	104.6	82.0

(注1) 前回計画は松任都市計画区域、今回計画は白山都市計画区域。

(注2) 市街化区域の平成32年人口には保留人口を含む。

(注3) () 数字は現在の市街化区域人口。

面積及び人口密度

行政区域	都市計画区域	変更前市街化区域	今回変更面積			変更後市街化区域	保留された区域	可住地人口密度
			追加	除外	増減			
(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(人/ha)
75,517	10,469	1,091	1,452	0	1,452	2,543	0	54.9

4 箇所別調書

市街化区域編入予定箇所

市町名	番号	地区名	面積(ha)	土地利用	編入理由
白山市	1	松任・千代野地区	417	住居系・商業系・工業系	既に市街地を形成している区域
白山市	2	美川地区	296	住居系・商業系・工業系	既に市街地を形成している区域
白山市	3	鶴来地区	700	住居系・商業系・工業系	既に市街地を形成している区域
白山市	4	三浦・幸明地区	11.3	住居系	土地区画整理事業・組合
白山市	5	市役所周辺地区	5.4	住居系	開発行為・民間
白山市	6	山島新工業団地地区	10.5	工業系	土地区画整理事業・市
白山市	7	曾谷地区	10.1	住居系	土地区画整理事業・組合
白山市	8	月橋地区	2.3	住居系	開発行為・民間